

市町村名	平成18年度未普及率 (市全体)	流域名	処理区名	合流・分流	B/C		備考
					事業全体	残事業	
豊能町	98.2%	猪名川流域下水道	原田処理区	分流	5.3	16.0	
島本町	89.0%	淀川右岸流域下水道	高槻処理区	分流	3.3	19.3	
高槻市	96.3%	安威川流域下水道	中央処理区	分流	3.4	13.5	
高槻市	96.3%	淀川右岸流域下水道	高槻処理区	合流	5.3	27.9	
茨木市	98.3%	安威川流域下水道	中央処理区	合流	10.7	11.5	
茨木市	98.3%	淀川右岸流域下水道	高槻処理区	分流	3.4	13.4	
箕面市	99.9%	猪名川流域下水道	原田処理区	分流	6.4	8.2	
箕面市	99.9%	安威川流域下水道	中央処理区	分流	5.7	18.6	
池田市	99.9%	猪名川流域下水道	原田処理区	分流	5.3	7.1	
枚方市	89.8%	淀川左岸流域下水道	渚処理区	分流	4.0	16.5	
枚方市	89.8%	寝屋川流域下水道	鴻池処理区	分流	6.2	24.3	
摂津市	96.4%	安威川流域下水道	中央処理区	合流	4.5	7.3	
吹田市	99.8%	安威川流域下水道	中央処理区	合流	7.6	25.3	
豊中市	99.9%	猪名川流域下水道	原田処理区	分流	9.5	13.8	
豊中市	99.9%	安威川流域下水道	中央処理区	分流	32.2	-	完了
交野市	93.8%	淀川左岸流域下水道	渚処理区	分流	4.9	14.3	
交野市	93.8%	寝屋川流域下水道	鴻池処理区	分流	6.9	21.4	
寝屋川市	99.7%	寝屋川流域下水道	鴻池処理区	合流	6.2	21.4	
守口市	99.9%	寝屋川流域下水道	鴻池処理区	合流	9.1	45.7	
門真市	76.6%	寝屋川流域下水道	鴻池処理区	合流	8.8	28.1	
四條畷市	99.4%	寝屋川流域下水道	鴻池処理区	合流	4.3	16.4	
大東市	91.1%	寝屋川流域下水道	鴻池処理区	合流	7.6	31.3	
大東市	91.1%	寝屋川流域下水道	川俣処理区	合流	10.8	27.1	
大阪市	99.9%	寝屋川流域下水道	鴻池処理区	合流	5.9	39.1	
大阪市	99.9%	寝屋川流域下水道	川俣処理区	合流	6.6	61.9	
大阪市	99.9%	大和川下流流域下水道	今池処理区	分流	3.6	17.0	
東大阪市	98.7%	寝屋川流域下水道	川俣処理区	合流	11.0	66.9	
八尾市	76.0%	寝屋川流域下水道	川俣処理区	合流	6.0	18.8	
八尾市	76.0%	大和川下流流域下水道	今池処理区	分流	4.9	4.9	未留手
八尾市	76.0%	大和川下流流域下水道	大井処理区	分流	3.6	3.6	未留手
柏原市	70.8%	寝屋川流域下水道	川俣処理区	合流	6.7	21.8	
柏原市	70.8%	大和川下流流域下水道	大井処理区	分流	3.7	8.3	
藤井寺市	65.4%	寝屋川流域下水道	川俣処理区	合流	7.1	27.6	
藤井寺市	65.4%	大和川下流流域下水道	今池処理区	分流	4.2	17.6	
藤井寺市	65.4%	大和川下流流域下水道	大井処理区	分流	3.1	4.7	
松原市	83.5%	大和川下流流域下水道	今池処理区	分流	4.0	11.3	
羽曳野市	67.4%	大和川下流流域下水道	今池処理区	分流	3.6	8.6	
羽曳野市	67.4%	大和川下流流域下水道	大井処理区	分流	3.9	17.2	
堺市	96.8%	大和川下流流域下水道	今池処理区	分流	4.1	17.8	
堺市	96.8%	南大阪湾岸流域下水道	北部処理区	分流	5.8	17.9	
太子町	96.9%	大和川下流流域下水道	大井処理区	分流	4.1	10.8	
河南町	80.8%	大和川下流流域下水道	大井処理区	分流	3.9	11.2	
千早赤阪村	70.3%	大和川下流流域下水道	大井処理区	分流	3.7	6.6	
富田林市	77.2%	大和川下流流域下水道	大井処理区	分流	3.8	6.8	
富田林市	77.2%	大和川下流流域下水道	狭山処理区	分流	4.2	8.3	
大阪狭山市	99.9%	大和川下流流域下水道	今池処理区	分流	1.9	5.1	
大阪狭山市	99.9%	大和川下流流域下水道	狭山処理区	分流	3.6	11.0	
河内長野市	62.4%	大和川下流流域下水道	狭山処理区	分流	4.0	6.1	
高石市	82.8%	南大阪湾岸流域下水道	北部処理区	分流	6.4	18.3	
泉大津市	86.4%	南大阪湾岸流域下水道	北部処理区	分流	4.6	11.0	
忠岡町	95.5%	南大阪湾岸流域下水道	北部処理区	分流	4.6	13.8	
和泉市	77.4%	南大阪湾岸流域下水道	北部処理区	分流	5.2	9.5	
岸和田市	91.7%	南大阪湾岸流域下水道	北部処理区	分流	4.6	7.1	
岸和田市	91.7%	南大阪湾岸流域下水道	中部処理区	分流	5.2	15.8	
貝塚市	43.0%	南大阪湾岸流域下水道	北部処理区	分流	2.9	6.3	
貝塚市	43.0%	南大阪湾岸流域下水道	中部処理区	分流	4.5	10.0	
熊取町	64.2%	南大阪湾岸流域下水道	中部処理区	分流	4.2	10.0	
泉佐野市	29.2%	南大阪湾岸流域下水道	中部処理区	分流	8.4	12.0	
泉佐野市	29.2%	南大阪湾岸流域下水道	南部処理区	分流	2.0	4.9	
田尻町	97.6%	南大阪湾岸流域下水道	中部処理区	分流	3.3	27.8	
泉南市	50.7%	南大阪湾岸流域下水道	中部処理区	分流	4.8	8.6	
泉南市	50.7%	南大阪湾岸流域下水道	南部処理区	分流	3.3	13.1	
阪南市	39.6%	南大阪湾岸流域下水道	南部処理区	分流	3.7	11.7	
岬町	62.9%	南大阪湾岸流域下水道	南部処理区	分流	3.2	12.5	
平均					5.6	16.7	

大阪府下流域関連B/C一覧(合流市)

H20.6.23現在

市町村名	平成18年 度未普及率 (市全体)	流域名	処理区名	合流・分流	B/C	
					事業全体	残事業
高槻市	96.3%	淀川右岸流域下水道	高槻処理区	合流	5.3	27.9
茨木市	98.3%	安威川流域下水道	中央処理区	合流	10.7	11.5
摂津市	96.4%	安威川流域下水道	中央処理区	合流	4.5	7.3
吹田市	99.8%	安威川流域下水道	中央処理区	合流	7.6	25.3
寝屋川市	99.7%	寝屋川流域下水道	鴻池処理区	合流	6.2	21.4
守口市	99.9%	寝屋川流域下水道	鴻池処理区	合流	9.1	45.7
門真市	76.6%	寝屋川流域下水道	鴻池処理区	合流	8.8	28.1
四條畷市	99.4%	寝屋川流域下水道	鴻池処理区	合流	4.3	16.4
大東市	91.1%	寝屋川流域下水道	鴻池処理区	合流	7.6	31.3
大東市	91.1%	寝屋川流域下水道	川俣処理区	合流	10.8	27.1
大阪市	99.9%	寝屋川流域下水道	鴻池処理区	合流	5.9	39.1
大阪市	99.9%	寝屋川流域下水道	川俣処理区	合流	6.6	61.9
東大阪市	98.7%	寝屋川流域下水道	川俣処理区	合流	11.0	66.9
八尾市	76.0%	寝屋川流域下水道	川俣処理区	合流	6.0	18.8
柏原市	70.8%	寝屋川流域下水道	川俣処理区	合流	6.7	21.8
藤井寺市	65.4%	寝屋川流域下水道	川俣処理区	合流	7.1	27.6
平均					7.4	29.9

ダイオキシン類について

1. ダイオキシン類の調査について

ダイオキシン類は、有機塩素化合物の一種で主に物の焼却時に発生します。この物質は無色無臭で、ほとんど水には溶けず固体の状態で存在しますが、脂肪などには溶けやすい性質をもっています。

平成12年1月に、ダイオキシン類対策特別措置法が施行され、全国的にダイオキシン類の実態把握と排出抑制対策を実施することとなり、府内においては、大阪府が主体となり府下68地点で監視を行っております。

八尾市域内における大阪府による監視地点は、下記に示す恩智川と玉串川の2箇所です。平野川については、大阪府との協議により本市環境保全課が調査しております。

● 平成18年度ダイオキシン類調査結果（大阪府・八尾市実施分）

環境媒体	測定場所	測定結果	単位	環境基準
河川水質	恩智川（福栄橋下流100m）※	1.60（年平均値）	pg-TEQ/l	1
	玉串川（JAグリーン大阪前）※	1.30（年平均値）		
	平野川（東竹渚橋）	0.71（年平均値）		

※は大阪府実施の調査

（「八尾市環境行動レポート2007ーやおの環境」より抜粋）

● 平成18年度ダイオキシン類調査結果（国土交通省実施分）

環境媒体	測定場所	測定結果	単位	環境基準
河川水質	大和川（河内橋）	0.34（年平均値）	pg-TEQ/l	1

2. ダイオキシン類の安全性の評価について

日本では、科学的知見をもとに、平成11年6月にダイオキシン類の耐容一日摂取量を4pg（ピコグラム）と設定しています。

私たちが体内に取り込んでいるダイオキシン類の総量の安全性の評価は、この数値との比較により行います。

ここでいう耐容一日摂取量とは、長期にわたり体内に取り込むことにより、健康影響が懸念される化学物質について、その量までは人が一生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される1日体重1kg当たりの摂取量のことをいいます。

例えば、体重50kgの成人男性の場合、200pg/日（=4pg/日・kg×50kg）という値になります。

下水道と合併浄化槽の比較

区分 項目		下水道	合併浄化槽	
			(個人設置型)	(市町村設置型)
設置主体		都道府県・市町村	個人等	市町村
事業の特色		人々がまとまって住んでいる地域に適する。	人家がまばらな地域に向いている。	
整備する内容		<ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理 ・汚泥処理 ・雨水対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理 ※別途、汚泥処理施設等の整備が必要。 	
汚水処理の対象		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭、工場・事業場、事務所、官公庁等の汚水。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には家庭汚水。 	
建設期間		<ul style="list-style-type: none"> ・整備に相当期間を要する。 ・市町村等が面的に着実に整備。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各戸ごとの設置工は短時間(3~5日)で完了するが、個人の設置意志に左右されているので、一斉に設置されることは考えられない。 	
設置担保・義務		<ul style="list-style-type: none"> ・3年以内の接続義務がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・あくまで個人申請による。 ・浄化槽設置を強制することはできない(整備計画を立てにくい。) 	
施設用地		下水道は、計画的に用地を確保。	各戸ごとに、普通乗用車1台程度の敷地が必要	
経済性		<ul style="list-style-type: none"> ・建設費、維持管理費、使用年数を用いて年あたりの費用を比較。 ・その際に比較の条件を合わせることが必要。 ・使用年数が長いほど経済的 		
		各種法令等に基づくもの	処理場 23年 管渠 50年 (地方公営企業法)	7年 (国庫補助事業実施要綱)
		施設の使用実績	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場土木建築物 50~70年 ・処理場機会電気設備 15~35年 ・管渠 50~120年 (建設省調査による) 	<ul style="list-style-type: none"> ・躯体 30年 ・機器設備類 7~15年 (厚生省調査による)
維持管理責任		下水道管理者	設置者又は使用者	市町村
使用者負担	整備負担	受益者負担金の徴収	設置者負担(補助金制度あり)	分担金の徴収
	利用負担	使用料徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・戸別型は、なし。 ・集合処理型では、管理者等の判断。 	使用料徴収
放流水質		<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体による維持管理。 ・下水道法、水質汚濁防止法等の基準を遵守。 ・技術者による運転管理により、安定した放流水質が確保できる。 ・水質を一定レベルに保つことや高度処理化には、一元的に対応できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置者による自己管理。 ・法定検査等の実施率が100%でない。 ・水量、負荷量の変動により、放流水質が不安定になることがある。 ・水質の維持、向上は、個別対応となり、設置者の理解と強力が必要となる。 	
その他			<ul style="list-style-type: none"> ・処理水放流先の確保が困難な場合がある。 	

○処理方式のコスト比較

検討方法		国(3省マニュアル)			大阪府版コスト計算モデル		
地域の条件	所帯数(戸)	5,157					
	人口(人)	12,954					
	処理面積(ha)	463.5					
	管渠延長(m)	84,300					
	人口密度(人/ha)	27.9					
処理方式		合併処理浄化槽 ①	下水道 ②	①-②	合併処理浄化槽 ①	下水道 ②	①-②
費用(千円)	建設費 (初期投資)	4,579,420	8,425,540	△ 3,846,120	5,260,140	9,731,672	△ 4,471,532
	建設費 (年当り)…a.	152,650	217,890	△ 65,240	123,853	140,922	△ 17,069
	維持管理費 (年当り)…b.	335,210	44,360	290,850	286,729	41,715	245,014
	a+b	487,860	262,250	225,610	410,582	182,637	227,945
使用耐用年数(年)		30	処理場 … 23		躯体 … 50	処理場土木… 50	
			管渠 … 50		機械設備 … 11	処理場設備… 25	
						管渠 … 72	

平成20年度 公共下水道事業特別会計予算総括表(当初予算分)

単位：千円

款 項 目	対前年増減額	H19年度予算額 (うち繰入金 (A))	H20年度予算額	左 の 財 源 内 訳						繰入金 対前年増減 (B)-(A)
				特 定 財 源			そ の 他			
				国	府	起 債	使用料	受負金その他	繰入金 (B)	
1.公共下水道事業費	▲ 710,968	7,651,879 (744,127)	6,940,911 90.71 %	950,000	125,300	3,853,500	1,141,786	192,438	677,887	▲ 66,240
1)管理費	72,784	409,277 (106,234)	482,061 117.78 %				387,355	2,160	92,546	▲ 13,688
2)管渠築造費	▲ 698,438	5,119,646 (338,378)	4,421,208 86.36 %	950,000	125,300	2,883,800		150,278	311,830	▲ 26,548
3)流域下水道事業費	▲ 85,314	2,122,956 (299,515)	2,037,642 95.98 %			969,700	754,431	40,000	273,511	▲ 26,004
2.公 債 費	▲ 10,192	7,089,029 (5,306,017)	7,078,837 99.86 %				1,805,602	10	5,273,225	▲ 32,792
3.予 備 費		4,000 (4,000)	4,000 100.00%						4,000	
合 計	▲ 721,160	14,744,908 (6,054,144)	14,023,748 95.11 %	950,000	125,300	3,853,500	2,947,388	192,448	5,955,112	▲ 99,032

資料9

八尾市下水道事業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：公共下水道事業特別会計

事業名	公共下水道事業(下水道事業)		
事業開始年月日	昭和35年10月17日	地方公営企業法の適用・非適用の別	非適用
団体名	八尾市	職員数(平成19年度現在)	66名

注 「職員数」欄は、当該事業に従事する全職員数(一般会計負担分の3名を除く。)

2 財政指標等

資本費	81円/m ³ (平成18年度)	下水道事業債現在高(百万円)	106,729(平成18年度末)
財政力指数	0.800(平成18年度)	実質公債費比率(%)	15.1(平成19年度)
資金不足比率(%)	0	経常収支比率(%)	98.2(平成18年度)

- 注 ・資本費…… 有収水量当たりの汚水分元利償還金額
- ・財政力指数… 基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値で、地方公共団体の財政力を示す指標
- ・資金不足比率… 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額/(営業収益-受託工事収益)
- ・実質公債比率… (元利償還金+元利償還金に準ずるもの)-(元利償還金に充てられる特定財源+普通交付税の基準財政需要額算入公債費)
(標準財政規模-普通交付税の基準財政需要額算入公債費)
- ・経常収支比率… 人件費、公債費等の経常的な経費に、市税、地方交付税等中心とする経常的な一般財源収入が充当されている割合

3 経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	八尾市下水道事業経営健全化計画
計 画 期 間	平成19年4月1日～平成24年3月31日
計画策定責任者	八尾市長 田中 誠太
既存計画との関係	集中改革プラン(平成17年度～平成21年度)に沿った計画
基本方針	<p>1. 計画的な下水道整備 下水道の早期整備に対する強い市民要望がある中で、平成22年度人口普及率83%を目指し、さらなるコスト縮減を図るとともに、社会経済情勢等を十分考慮しながら、計画的に事業推進を図る。</p> <p>2. 効率的な下水道施設の維持管理 平成22年度には事業着手以来、50年が経過することから、今後においては、施設の機能保守をより一層充実させるとともに、施設の老朽化に対し、事故の未然防止を図るため、当面は、予防保全型の管理を行うことにより、管渠の長寿命化を図る。</p> <p>3. 健全な下水道経営 計画的に下水道整備を進め、資本質の抑制を図りつつ、効率的な下水道施設の維持管理に努め、経費節減を図り、費用負担の公平性確保の観点から、適正な原価を基にした使用料体系を構築し、健全な下水道事業経営の保持に努める。</p>

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>過去に実施した積極的な事業推進により、資本費が増嵩し、維持管理経費を含めた管理運営費が増加している。平成18年度決算においては、経費回収率は96.1%と比較的良好な水準を保持できてはいるものの、雨水処理に伴う経費等公費負担相当経費が資本費の増嵩に伴って年々増加し、一般会計の大きな負担となっており、本市の財政運営に大きな影響を及ぼしている状況にある。これは、本市が地理的にその大部分が低平地であり、雨水の河川への自然流下が見込まれない内水域であること、及び上位計画である大阪府の流域下水道計画との整合を図る必要から、合流式で下水道整備を進めてきた結果で、浸水被害の解消に大きな役割を果たしてきたが、非常に厳しい本市財政状況の中で、今後とも計画的な下水道整備を行うとともに、効率的な下水道施設の維持管理に努め、経費節減を図る必要があることから、本計画を策定し、健全な下水道経営を目指す。</p>
経 営 課 題	<p>課 題 ①</p> <p>平成17年度に下水道整備計画を下方修正し、建設事業費の縮減及びそれに伴う繰入金の縮減を図ったが、今後においても、工事工法等を見直し、更なる工事コストの縮減に努め、下水道事業経営の安定性を確保しつつ、計画的に事業を推進し、下水道の早期整備を望む市民要望に応えていく必要がある。</p>
	<p>課 題 ②</p> <p>現在、水洗化推進員制度により、未水洗家屋に対する水洗化を進め、収入の確保に努めているが、今後においてもより積極的に当該制度の活用を図り、水洗化促進による有収水量の増加に努め、収入を確保する必要がある。</p>
	<p>課 題 ③</p> <p>資本費の増嵩並びに、平成21年度に処理場(竜華水みらいセンター)が供用開始される等、今後とも維持管理費が相当に増加することが見込まれることから、早期に適正な原価を基にした使用料見直しを行い、健全な下水道事業経営の保持に努める必要がある。</p>
	<p>課 題 ④</p> <p>集中改革プランに沿って、適正な職員定数管理に努める。</p>

Ⅲ 今後の経営状況の見通し

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円)

年 度		平成14年度 (計画第5年度)	平成15年度 (計画第6年度)	平成16年度 (計画第7年度)	平成17年度 (計画第8年度)	平成18年度 (計画第9年度)	平成19年度 (計画第10年度)	平成20年度 (計画第11年度)	平成21年度 (計画第12年度)	平成22年度 (計画第13年度)	平成23年度 (計画第14年度)
区 分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)	6,330	6,465	6,813	6,863	6,885	7,172	7,365	7,576	7,971	8,314
	(1) 営 業 収 益 (B)	5,484	5,695	6,050	6,189	6,240	6,479	6,781	7,226	7,477	7,782
	ア 料 金 収 入	2,288	2,425	2,642	2,747	2,809	2,901	2,947	3,331	3,415	3,496
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	12	0	0	0	0	0	0	125	0	0
	ウ そ の 他 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	エ 雨 水 処 理 負 担 金	(3,184)	(3,270)	(3,408)	(3,442)	(3,431)	(3,578)	(3,709)	(3,895)	(4,062)	(4,286)
	(2) 営 業 外 収 益	846	770	763	674	645	693	584	350	494	532
	ア 他 会 計 繰 入 金	628	598	589	569	552	635	542	326	469	510
	イ そ の 他	218	172	174	105	93	58	42	24	25	22
	2 総 費 用 (D)	4,537	4,418	4,435	4,400	4,355	4,518	4,396	4,325	4,485	4,561
	(1) 営 業 費 用	1,432	1,385	1,390	1,404	1,364	1,498	1,549	1,481	1,599	1,684
	ア 職 員 給 与 費	131	123	130	136	145	143	143	143	143	171
	イ ち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イ そ の 他	1,301	1,262	1,260	1,268	1,219	1,355	1,406	1,338	1,456	1,513
	(2) 営 業 外 費 用	3,105	3,033	3,045	2,996	2,991	3,020	2,847	2,844	2,886	2,877
ア 支 払 利 息	3,049	2,982	2,998	2,965	2,953	2,928	2,718	2,729	2,722	2,710	
イ ち 雨 水 分	1,653	1,619	1,642	1,598	1,590	1,600	1,493	1,507	1,514	1,516	
イ ち 汚 水 分	1,396	1,363	1,356	1,367	1,363	1,328	1,225	1,222	1,208	1,194	
イ ち 一 時 借 入 金 利 息	5	7	8	6	11	20	15	23	23	23	
イ そ の 他	56	51	47	31	38	92	129	115	164	167	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	1,793	2,047	2,378	2,463	2,530	2,654	2,969	3,251	3,486	3,753	
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	11,889	11,204	10,217	10,360	8,704	10,695	7,798	6,697	6,124	5,738
	(1) 地 方 債	7,043	6,628	6,075	6,396	5,057	7,341	4,639	3,745	3,437	3,437
	(2) 他 会 計 補 助 金	1,536	1,779	1,776	1,824	1,795	1,795	1,704	1,689	1,474	1,267
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	2,809	2,555	2,040	1,925	1,620	1,310	1,305	1,100	1,050	881
	(6) 工 事 負 担 金	301	242	236	213	231	249	150	163	163	153
	(7) そ の 他	0	0	90	2	1	0	0	0	0	0
	2 資 本 的 支 出 (G)	13,455	13,187	12,515	12,841	11,363	13,589	10,767	9,948	9,610	9,491
	(1) 建 設 改 良 費	10,824	10,097	8,890	8,496	7,265	6,216	6,407	5,432	5,064	4,760
	イ ち 職 員 給 与 費	487	463	475	459	450	424	431	432	415	381
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	2,629	3,090	3,624	4,344	4,097	7,373	4,360	4,516	4,546	4,731
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) そ の 他	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-1,766	-1,983	-2,298	-2,481	-2,659	-2,894	-2,969	-3,251	-3,486	-3,753	

(単位:百万円)

区 分	年 度										
	平成14年度 (計画第1年度) (決算)	平成15年度 (計画第2年度) (決算)	平成16年度 (計画第3年度) (決算)	平成17年度 (計画第4年度) (決算)	平成18年度 (計画第5年度) (決算)	平成19年度 (計画第6年度) (決算)	平成20年度 (計画第7年度) (決算)	平成21年度 (計画第8年度) (決算)	平成22年度 (計画第9年度) (決算)	平成23年度 (計画第10年度) (決算)	平成24年度 (計画第11年度) (決算)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	27	64	80	-18	-129	-240	0	0	0	0	0
積 立 金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	214	239	304	386	368	240	0	0	0	0	0
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	241	303	384	368	239	0	0	0	0	0	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	95	84	94	72	63	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支 黒 字 (P)	144	221	293	296	177	0	0	0	0	0	0
(N)-(O) 赤 字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	88.3	86.1	84.5	78.5	81.5	60.3	84.1	85.7	88.3	89.5	
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	5,472	5,695	6,050	6,189	6,240	6,479	6,656	7,226	7,477	7,782	
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
積 立 金 現 在 高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企 業 債 現 在 高	97,728	101,267	103,717	105,769	106,729	106,697	106,975	108,203	105,094	103,799	
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	97,728	101,267	103,717	105,769	106,729	106,697	106,975	106,203	105,094	103,799	
うちその他に係るもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度										
	平成14年度 (計画第1年度) (決算)	平成15年度 (計画第2年度) (決算)	平成16年度 (計画第3年度) (決算)	平成17年度 (計画第4年度) (決算)	平成18年度 (計画第5年度) (決算)	平成19年度 (計画第6年度) (決算)	平成20年度 (計画第7年度) (決算)	平成21年度 (計画第8年度) (決算)	平成22年度 (計画第9年度) (決算)	平成23年度 (計画第10年度) (決算)	平成24年度 (計画第11年度) (決算)
収 益 的 収 支 分	3,812	3,868	3,997	4,011	3,983	4,213	4,251	4,221	4,531	4,796	
うち基準内繰入金	3,798	3,863	3,997	4,011	3,983	4,096	4,175	4,221	4,496	4,738	
うち基準外繰入金	14	5	0	0	0	117	76	0	35	58	
うち料金収入に計上すべき繰入等	0	0	0	0	0	0	26	0	0	13	
うち赤字補てん的なもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資 本 的 収 支 分	1,536	1,779	1,776	1,824	1,795	1,795	1,704	1,689	1,474	1,267	
うち基準内繰入金	900	1,110	1,325	1,327	1,352	1,315	1,257	1,273	988	853	
うち基準外繰入金	636	669	451	497	443	480	447	416	486	414	
うち赤字補てん的なもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他 会 計 繰 入 金 合 計	5,348	5,647	5,773	5,835	5,778	6,008	5,955	5,910	6,005	6,063	
うち基準内繰入金	4,698	4,973	5,322	5,338	5,335	5,411	5,432	5,494	5,484	5,591	
うち基準外繰入金	650	674	451	497	443	597	523	416	521	472	

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画第5年度) (決算)	平成15年度 (計画第4年度) (決算)	平成16年度 (計画第3年度) (決算)	平成17年度 (計画第2年度) (決算)	平成18年度 (計画第1年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
経費回収率	(%)	93.0	95.3	99.9	96.4	96.1	91.8	92.1	100.0	96.1	94.3	
収益的収支比率	(%)	88.3	86.1	84.5	78.5	81.5	60.3	83.9	85.7	88.3	89.5	
赤字比率	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	60.2	59.8	58.7	58.4	57.9	58.7	57.7	55.7	56.8	57.7
	うち基準内繰入金	(%)	60.0	59.8	58.7	58.4	57.9	57.1	56.7	55.7	56.4	57.0
	うち基準外繰入金	(%)	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	1.6	1.0	0.0	0.4	0.7
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.2
	うち赤字補てん的なもの	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分	(%)	13.1	15.9	17.4	17.6	20.6	16.8	21.9	25.2	24.1	22.1
	うち基準内繰入金	(%)	7.7	9.9	13.0	12.8	15.5	12.3	16.1	19.0	16.1	14.9
	うち基準外繰入金	(%)	5.4	6.0	4.4	4.8	5.1	4.5	5.7	6.2	7.9	7.2
うち赤字補てん的なもの	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

注 上記の各指標の算出方法については、次のとおりである。

- (1) 資金不足比率 (%) = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100
- (2) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100
- (3) 赤字比率 (%) = 実質赤字額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100
- (4) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100
- (5) 経費回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方 (前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	使用料改定は平成12年度に実施したが、平成14年度に使用料徴収体制を変更し(4カ月検針2カ月徴収から2カ月検針毎月徴収)14、15年度と使用料が増加し、16年度には大口使用者の増加により10%程度の改定を実施した場合と同程度の増加があった。そのため、現在まで良好な経費回収率で推移してきている。しかし、年々の資本費の増嵩に加え、平成21年度に処理場(竜華水みらいセンター)が供用開始される等、今後とも維持管理費が相当に増加することが見込まれることから、相当水準の経費回収率を維持するため、平成21年度に7.8%程度の料金改定を見込み算定した。
2 他会計繰入金の見込み	本市においては、浸水対策を主体として、ほとんどを合流管で整備しているため、必然的に繰入金は多くなり、それだけ一般会計に大きな負担を及ぼすこととなる。そのため、経費節減はもとより、繰上償還制度、借換制度等有効な制度を利用し、繰入金等の縮減を図ることとした。
3 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	平成20年度に予定されている流域下水道の大阪府による一元化(大阪府において、流域下水道の建設及び維持管理を一体的に管理、運営する。)の効果(組織体制のスリム化、施設の維持管理業務の効率化に伴う人件費等の縮減)を加味した。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容																								
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>集中改革プランの主旨に沿って(H17.4.1～H22.4.1まで、公営企業等を含め、市全体で4.6%の純減を図る。)、本計画期間5か年で6人(8.7%)の減員を目標とする。なお、この取組により、平成17年度に策定した集中改革プランの目標は達成される。(平成17年度～平成19年度実績で4名の減)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>17年度</td> <td>18年度</td> <td>19年度</td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> </tr> <tr> <td>健全化計画</td> <td>70人</td> <td>69人</td> <td>66人</td> <td>66人</td> <td>66人</td> <td>64人</td> <td>63人</td> </tr> <tr> <td>集中改革プラン</td> <td>70人</td> <td>69人</td> <td>68人</td> <td>67人</td> <td>66人</td> <td>64人</td> <td></td> </tr> </table> <p>人事院勧告に準じた給与改定を今後も継続していくとともに、近隣各市の実態等を鑑み更なる適正化を進めていく。</p> <p>平成18年4月より、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給料表水準を全体として平均4.8%程度引き下げるとともに、中高年齢層については7%程度引き下げ、給与カーブのフラット化を行った。またそれまでの号給を4分割し、昇給については、昇給月を1月に統一し、枠外昇給制度を廃止するとともに、56歳以上の昇給幅を半分に抑制し、58歳停止とした。地域手当は、国家公務員に準じ、10%支給としている。</p> <p>退職時特別昇給は、平成17年12月に廃止した。退職手当の構造改革について、平成20年度より実施すべく取り組んでいる。</p> <p>社会経済状況の変化及び公費負担の適正化の観点から、市町村健康保険組合については、職員掛金と事業主負担も割合を同率（負担割合平成18年度1：1.46 平成19年度1：1.29）にするよう取り組むとともに、厚生会については、大阪府市町村互助会の動向を踏まえ、事業の見直しを行う。</p>		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	健全化計画	70人	69人	66人	66人	66人	64人	63人	集中改革プラン	70人	69人	68人	67人	66人	64人	
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度																		
健全化計画	70人	69人	66人	66人	66人	64人	63人																		
集中改革プラン	70人	69人	68人	67人	66人	64人																			
<p>2 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</p>	<p>平成15年度より汚水樹設置場所確認業務の委託化を開始し、順次拡大を図り17年度に完了し、18年度以降についても引き続き当該業務の委託化を実施している。また、下水道施設の適正かつ効率的な維持管理に向けて、下水道施設維持管理計画の策定を進めている。</p>																								
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ等による歳入の確保</p>	<p>平成21年度には資本費の増嵩に伴い、経費回収率が低下し、一般会計の負担が大きくなることが想定されるため、計画年度内に使用料改定を見込んだ。</p>																								
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開 ○ 行政評価の導入 	<p>現在、財務状況等を掲載したパンフレットを作成し、地域の役員等への配付や職員研修会の資料として活用している他、下水道整備計画をインターネット等で公開している。また、経営状況等について、だれでもがわかりやすい形で情報公開できるよう検討している。</p> <p>現在、全庁的に「行政評価システム」により事業評価が行えるシステムを導入している。今後は当該システムを活用し事業評価を実施していく。</p>																								
<p>5 その他</p>	<p>水洗化推進員制度の積極的な活用を図り、未水洗家屋の水洗化を推進するとともに、下水道整備の進捗とあわせ水洗化の啓発を強化し、水洗化率の向上に努め、水洗化の促進による有収水量の増加を図り、収入の確保に努める。</p> <p>コスト縮減については、平成19年度中に平成14年度を基準として5%のコスト縮減を目標とする。</p>																								

V 経営改革促進に関する年度別目標等

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計
収入の確保	① 処理区域内人口(人)	163,370	169,485	175,849	181,875	186,585		192,317	197,285	201,789	206,942	210,465	
	A 増減	4,823	6,115	6,364	6,026	4,710	28,038	5,732	4,968	4,504	5,153	3,523	23,880
	水洗便所設置済人口(人)	135,377	141,434	146,874	152,546	156,204		161,162	165,719	171,251	175,801	180,156	
	B 増減	5,281	6,057	5,440	5,672	3,658	28,108	4,958	4,557	5,532	4,650	4,255	23,952
	水洗化率(%)	82.9	83.4	83.5	83.9	83.7		83.8	84.0	84.9	85.0	85.6	
	C 増減	0.8	0.5	0.1	0.4	-0.2	1.6	0.1	0.2	0.9	0.1	0.6	1.9
	有収水量(ml)	19,955,860	18,812,880	20,582,646	21,528,033	22,373,246		23,518,871	24,266,594	25,137,308	25,894,140	26,617,435	
	D 増減	2,981,873	-1,143,180	1,769,956	945,387	845,213	5,399,259	1,145,625	747,723	870,714	766,832	723,295	4,244,189
	② 使用料単価(円/ml) (使用料収入/有収水量)	114.7	128.8	128.4	127.6	125.6		123.3	121.5	132.5	131.9	131.4	
	E 増減	-10.8	14.1	-0.4	-0.8	-7.6	0.0	-2.3	-1.8	11.0	-0.6	-0.5	5.8
③ 料金改定率(%) (料金改定実施年度に記載)									7.8%				0
F 増減													0
G 増減	-5.3	4.3	0.2	0.0	0.5	-0.3	0	0	0	0	0	0	0
経営の効率化	④ 職員1人当たりの営業収益(千円)	77,241	81,359	86,434	88,411	90,435		98,159	100,860	109,482	118,832	123,524	
	増減	2,992	4,118	5,075	1,977	2,024	16,186	7,724	2,701	8,622	7,350	6,692	33,089
	職員数(人)	71	70	70	70	69		66	66	66	64	63	
	増減	1	-1	0	0	-1	-1	-3	0	0	-2	-1	-6
	管理運営費(千円)	7,154,416	7,506,223	8,058,417	8,743,983	8,450,777		11,890,458	8,631,053	8,840,735	9,030,515	9,292,296	
	I 増減	500,797	351,807	552,194	685,566	-293,206	1,787,158	3,439,681	-3,259,405	209,682	189,780	261,781	841,519
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	44	44	46	48	45		62	44	44	44	44	
	J 増減	2	0	2	2	-3	3	17	-18	0	0	0	-1
	汚水処理原価(円/ml) (汚水処理経費/有収水量)	123.3	135.2	128.5	132.3	130.7		134.3	131.9	132.5	137.3	139.3	
	K 増減	-21.0	11.9	-6.7	3.8	-1.6	-13.5	3.6	-2.4	0.6	4.8	2.0	8.6
汚水処理原価(維持管理費)(円/ml) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	56.8	60.3	54.8	52.9	49.4		55.3	52.1	52.3	56.6	57.5		
L 増減	-16	3.5	-5.5	-1.9	-3.5	-23.4	5.9	-3.2	0.2	4.3	0.9	8.1	
経費回収率(%) (E/K×100)	93.0	85.3	99.9	95.4	95.1		91.8	92.1	100.0	96.1	94.3		
増減	6.0	2.3	4.6	-3.5	-0.3	-4.3	0.3	7.9	-3.9	-1.8			
累積欠損金比率(%)	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		
増減	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		
企業債現在高(百万円)	97,728	101,267	103,717	105,769	106,729		106,697	106,975	106,203	105,094	103,799		
増減	4,414	3,539	2,450	2,052	660		-32	278	-772	-1,109	-1,285		
収入の確保	使用料収入 (千円)	2,288,333	2,425,095	2,642,320	2,746,916	2,809,139		2,900,951	2,947,388	3,330,751	3,414,973	3,496,257	
	使用料の適正化						0			273,949	280,862	307,856	862,667
経営の効率化	管理運営費 (千円)	7,154,416	7,506,223	8,058,417	8,743,983	8,450,777		11,890,458	8,631,053	8,840,735	9,030,515	9,292,296	
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	617,707	585,441	604,836	595,133	594,376		667,467	574,029	574,056	557,134	551,799	
	職員給与費の適正化	26,209	58,475	39,080	48,783	49,538	222,085	26,911	20,349	20,322	37,244	42,579	147,405

1 職員数の削減や人件費の総額の削減

集中改革プランの主旨に沿って、本計画期間5カ年で6人(8.7%)の減員を図る。(平成17年度～平成19年度実績で4名の減) また、人件費の推計については、損益勘定職員と収益勘定職員を区別し、それぞれで推計した。

2 経営効率化や料金適正化等

平成21年度には資本費の増大に伴い、経費回収率が低下し、一般会計の負担が大きくなることが想定されるため、計画年度内に使用料改定を見込んだ。

3 一般会計繰入金の縮減等

本市においては、浸水対策を主体として、ほとんどを合流管で整備しているため、必然的に繰入金は多くなり、それだけ一般会計に大きな負担を及ぼすこととなる。そのため、経費節減はもとより、繰上償還制度、借換制度等有効な制度を利用し、繰入金の縮減を図ることとした。

4 その他

水洗化推進員制度の積極的な活用を図り、未水洗家屋の水洗化を推進するとともに、下水道整備の進捗とあわせ水洗化の啓発を強化し、水洗化率の向上に努め、水洗化促進による有収水量の増加を図り、収入の確保に努めることとした。

八尾市一般会計と八尾市下水道事業特別会計への繰出金

単位:百万円

	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(予算)	(計画)	(計画)	(計画)
一般会計歳出(a)	83,444	87,160	89,285	84,210	96,511	87,334	84,878	86,096	88,998	—
繰出金(b)	5,348	5,647	5,773	5,834	5,778	5,928	5,955	5,910	6,005	6,063
(b/a) %	6.41%	6.48%	6.47%	6.93%	5.99%	6.79%	7.02%	6.86%	6.75%	—

(案)

平成20年 月 日

八尾市長 田中誠太 様

八尾市下水道事業評価委員

委員 江藤剛治

委員 日下正基

委員 辻田幸男

委員 美濃原弥恵

委員 藤井 順

平成20年度八尾市下水道事業評価について（意見具申）

八尾市下水道事業評価委員に対し、検討依頼のありました、八尾市公共下水道事業の再評価については、下記のとおり意見を取りまとめましたので具申します。

なお、今後の事業推進にあたっては、別紙、付帯意見についても十分配慮し、早期の事業目的の達成や効果の向上に努めるよう申し添えます。

記

下水道は、浸水の解消、生活環境の改善、公共水域の水質保全を図るためのライフラインとして必要不可欠な都市基盤施設である。

八尾市の下水道は、地形的な特性から、浸水対策としての雨水排除と環境対策としての汚水処理を同時に進めることができる合流式を主に採用し、事業を実施していることから、多大な費用と整備期間を要しているが、その投資効果は、十分に現れている。

整備人口普及率は80%に近づいているが、特に整備年次が未定である東部地域の住民からの要望も強いことから、今後の整備については、これら地域を含め、健全な下水道事業の経営のもと、効率的な事業計画を策定し事業推進に努められたい。

以上

(案)

平成20年度八尾市下水道事業評価委員付帯意見

今後の事業執行に際し、以下の点について、適切に対応するよう申し添えます。

- ・ 山手の下水道未整備地区に住む住民として、下水道の早期整備をしていただきたい。
- ・ 下水道整備が進んだことにより、水路等の水質改善は確実に進んできているが、それに伴い水辺利用のニーズも高まってくると考えられるので、さらなる水質の改善に努めていただきたい。
- ・ うるおいのある快適なまちづくりを図っていくうえで、水辺環境の保全・改善・創造は重要であり、水の循環という大きな体系の中で、下水道をその役割を担うものとして位置づけていただきたい。
- ・ 下水道の接続率を見た場合、接続していない事例もあることから、市民に対して、事業の必要性、目的及び効果を広く情報発信していただきたい。
- ・ 今後とも社会情勢の変化に十分配慮し、合理的な事業の実施に努めていただきたい。
- ・ 今後の課題として、治水という大きな面から、河川部局等と連携し、評価していくことも考えていただきたい。
- ・ 下水道事業の費用対効果分析手法については、歴史も浅く、評価手法として完全に確立されたものでないと思われる。今後、評価手法について検討していただきたい。

(案)

- ・ 外環状線以東の市街化調整区域の生活排水については、すでに市街地が形成され、地形的にも市街化区域と連担していることから、市街化区域と一体的に整備されるべきであるといえる。都市計画税の課題もあるが、市街化区域の事業進捗を見ながら、計画的に事業着手していただきたい。
- ・ 市東部の市街化調整区域については、人口の集積度も高く、相応の使用料収入が見込めるため、下水道経営という面からも問題はないと考えられるが、市街化調整区域は本来、市街化を抑制する区域であることから、より効率的な事業執行を図られたい。
- ・ 汚水処理については、公共下水道と合併浄化槽の大きく二方式が考えられるが、施設担保の確実性、経済性など、公共下水道が有利だと考える。八尾市の生活排水処理については、八尾市生活排水処理基本計画のとおり下水道を原則とし、早期整備を図られたい。
- ・ 「循環のみち」を実現するために、下水道処理水を河川や水路への浄化・維持用水、防火用水、トイレの雑用水、植木への散水利用など、まちの魅力づくりに活用していただきたい。